

『足場の組立て等作業主任者技能講習』開催のご案内（その1）

茨城労働局登録番号 第56-2

株式会社安全衛生推進会茨城教育センター

茨城県水戸市東野町291-19

電話029-291-6221 FAX029-353-7915

労働安全衛生法の規定に基づいて、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、登録教習機関が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者として選任することが義務づけられています。

当教育センターは茨城労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

1. 受講資格（満18歳以上からの経験）

- ①足場の組立て・解体、又は変更に関する作業に満18歳から3年以上従事した経験を有する者。
- ②学校教育法による大学、高等専門学校又はにおいて土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て・解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者。
(※卒業証明書等（写）を申込書②の添付欄に添付して下さい。)

③その他厚生労働大臣が定める者

2. 講習日程及び会場・定員

①日時 令和3年7月13日（火）～14日（水）（次回の日程はホームページの予定表でご確認ください）

1日目（学科）8：30～17：00 定員50名（定員になり次第締切ります）

2日目（学科）8：30～15：40 （2日間：学科13時間・修了試験1時間）

②会場 たちなか商工会議所（茨城県たちなか市勝田中央14番8号）

3. 受講料及びテキスト代

●全科目 受講料：8,000円 テキスト代：1,680円 合計9,680円

4. 受講申込み方法

- ・受講料
- ・受講申込書（写真貼付・押印したもの）
- ・証明写真計2枚（うちは1枚申込書に貼付）〔証明写真〕サイズたて3.0cm×2.4cm裏面に氏名を記入したもの
- ・講習会当日
- ・受講票
- ・本人確認書類の写し（運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート・※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。

（その2）

5. 注意事項

- ・日本語の講義及び学科試験を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真は両面テープを推進します。

6. 修了証の交付

技能講習終了後、法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

7. 携行品

受講票、筆記用具（鉛筆・消しゴム）、昼食（希望者に当日斡旋）、テキスト（初日に配布）

（株）安全衛生推進会茨城教育センターで交付した技能講習カードの修了証を取得されている方は、

受付時に提出して下さい。1枚にまとめます。

8.人材開発支援助成金

講習修了後2ヶ月以内に支給申請手続きを「茨城労働局職業対策課 建設分野の助成金担当」まで行って下さい。(029-224-6219)

9.申込み受付先

ひたちなか商工会議所(茨城県ひたちなか市勝田中央14番8号) 電話:029-273-1371

整理の都合上、当日及び電話による受付はいたしません。

10.講習時間及び講習科目

	時間	講習時間	昼休み・休憩	科目
第1日目	8:30~8:40	10分		オリエンテーション
	8:40~11:50	3時間	休憩10分含 昼休み50分	作業の方法に関する知識
	12:40~17:00	4時間	休憩20分含	作業の方法に関する知識
第2日目	8:30~11:40	3時間	休憩10分含	工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識
	12:30~14:00	1.5時間	昼休み50分	作業者に対する教育等に関する知識
	14:10~15:40	1.5時間		関係法令
	15:50~16:50	1時間		修了試験